

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請に関する要綱

### 1 趣旨

本市を含む置賜地域で新型コロナウイルスの感染者が確認されたことにより、市民及び保育所等から感染拡大を不安視する声が市に多く寄せられている。このことを受け、感染拡大防止への取組として、近隣の状況を踏まえ、また、地域の公衆衛生の観点から、市内の保育所等を利用する保護者に対し、登園自粛要請を行うものである。

### 2 対象施設

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 施設型給付を受ける幼稚園
- (4) 小規模保育事業所
- (5) 児童センター
- (6) 放課後児童クラブ

### 3 対象者

対象施設を利用する児童の世帯で家庭保育の可能な方

(家庭での保育ができない場合は各園での保育を実施)

※保護者が医療職などの社会的要請が強い職業等に従事している方は除く。

### 4 自粛要請期間

【2対象施設のうち(1)～(5)の施設】

令和2年4月9日(木)から令和2年5月17日(日)まで

※園の準備の都合上5月19日(火)まで延長可能

【2対象施設のうち(6)の施設】

令和2年4月14日(火)から令和2年5月31日(日)まで

### 5 自粛要請期間の休みの取り扱い

欠席とならない対応(出席停止)とする。

### 6 保育料

登園の実績を確認し、日割り計算を行い、後日返金とする。

放課後児童クラブ(施設の保育料減収分補填(予定))

ただし、2対象施設のうち(1)～(5)の施設については、上記の日程にかかわらず、感染拡大防止のため保護者が家庭保育を希望した場合など、施設長が必要と認めた場合は、5月31日までは保育料の日割対象とする。

附 則 この要綱は、令和2年4月 9日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年5月 7日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年5月17日から施行する。